平成２７年（フ）第５３８号
東京都板橋区西台２丁目28―18　中田方201号
債務者　山口眞起子
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５３９号
東京都練馬区関町東１丁目25―10―302
債務者　肥沼　里美
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４０号
東京都豊島区長崎４丁目７―14―201
債務者　櫻井あらの
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４２号
神奈川県横浜市港北区大倉山６丁目１―１
林建設
債務者　山下　　充
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４６号
東京都大田区南蒲田２丁目23―６
債務者　早川　英樹
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５５４号
東京都江戸川区西葛西３丁目13―２―505
第１田中マンション
債務者　岡　　信道
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５５５号
東京都新宿区大久保１丁目３―13―303
債務者　水野かづみ
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６４号
東京都文京区根津２丁目13―２―201
債務者　江藤　俊弥
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６７号
東京都世田谷区鎌田３丁目31―20―201
債務者　海江田秀子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６８号
東京都大田区仲六郷１丁目44―８―201
債務者　藤原　茂雄
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７０号
東京都板橋区赤塚新町３丁目16―19―101
債務者　中川　正博
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７１号
東京都板橋区赤塚新町３丁目16―19―101
債務者　中川　陵子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７２号
東京都杉並区荻窪３丁目31―１
債務者　小泉　聡史
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７４号
東京都港区芝３―18―３　さつきコーポ、住民票上の住所東京都墨田区本所２丁目６―10
債務者　木村　朋美
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７６号
東京都江東区潮見１丁目29―15―1203
債務者　荒川　保志
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７８号
東京都新宿区若葉２丁目６―４
債務者　野島　　弘
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部